

第 63 回 道州制特区提案検討委員会

日 時： 平成 26 年 5 月 29 日（木） 10:00～11:38

場 所： 道庁別館 8 階 1 号会議室

出席者：

（委 員） 河西会長、太田委員、岸本委員、佐藤委員、寺下委員

（事務局） 総合政策部地域主権局 渡辺局長、渡辺参事 他

（事務局）

第 63 回道州制特別区域提案検討委員会を開催いたします。

本日は、大変お忙しいところをご出席いただきましてありがとうございます。

昨年の 11 月に第 4 期目の委員会がスタートしました。その後、短期間で 6 回の委員会を開催させていただきまして、精力的にご審議をいただき、第 6 回の答申をまとめていただきましたことにつきまして厚く御礼を申し上げます。

今後、6 月中旬に開催されます第 2 回道議会、定例会に提案いたしまして、可決後、国に提案することとしております。

第 6 回の答申をいただいて間もないところではございますが、本日の委員会から第 7 期目の答申に向けて、新たなスタートとなりますので、今後とも、どうぞよろしくお願い申し上げます。

それでは、河西会長、議事の進行についてよろしくお願い致します。

（河西会長）

まず、本日の議事のおおまかな流れです。平成 24 年度に寄せられた道民アイデアのうち、4 項目の一次整理を行いたいと思います。その後、地方分権に関わって国の新しい制度となる提案募集方式について、更に今後の検討項目について事務局から説明をいただくことになっております。

それでは、本日の議事に入る前に、前回委員会の審議結果について簡単に確認をさせていただきたいと思います。

まず、参考として、お手元の席上配布資料をご覧ください。

前回は、「第 3 種旅行業者の募集型企画旅行実施区域を定める権限の移譲」、「建築基準法に基づく構造方法等の認定権限の移譲」、「栄養士及び管理栄養士の養成施設の指定・監督権限の移譲」の 3 項目につきまして最終審議を行った結果、4 月に知事に私から答申をさせていただきましたことをご報告いたします。

その他、平成 24 年度道民アイデアについて第一次整理を行ったところ、資料 1 の No.414

「二輪の小型自動車の車検期間の拡大」、そして、No.416「一般家庭における酒類製造」の2項目については、いずれも一旦検討を終了することとなりました。

前回委員会の審議結果の概要については、以上であります。ご確認はよろしいでしょうか。

それでは、議事1ということで、これまでの未審議であった平成24年度の道民アイデアのうち、今回は、事務局で環境保全に繋がるテーマを中心にピックアップしたようです。次第にある4項目について第一次整理を行いたいと思います。

第一次整理の進め方に関しては、四つの検討項目を、1項目ずつ審議を進めてまいりたいと考えております。

まず、事務局から検討項目に関する説明を受け、それについて皆様から質疑・意見交換を行っていただき、その項目について一旦検討を終了として一次整理とするか、もしくは、更に議論を深める必要から、分野別審議へ進めるか。その対応方向について一定の結論を得てから次の検討項目を審議していきたいと思います。

それでは、事務局から検討項目の一つ目、「エゾシカを対象とした『わな猟』の通年実施」について説明をお願いいたします。

(事務局)

資料2-1、参考資料1を用いましてご説明をさせていただきます。はじめに、アイデアの概要でございます。

北海道におけるエゾシカの狩猟の期間につきましては、その手法にかかわらず、一律に、10月1日から翌年の1月31日までとされている中で、発砲等の危険がない「わな猟」につきまして、通年で狩猟を可能にしてはどうかという提案でございます。

これが実現した場合の効果といたしまして、狩猟免許の取得者が増えて、捕獲の機会が増えれば、エゾシカの適正な頭数管理にも役立つのではないかというご提案でございます。

続きまして、事実関係の整理です。

一つ目の○印、野生鳥獣の捕獲の方法は、狩猟による場合と許可による捕獲という、大きく二つに分類されます。これ以外の方法による捕獲は、原則禁止となっております。そちらに、鳥獣保護法第8条と記載してございますけれども、参考資料の1ページに図で整理してございます。

ポイントといたしましては、狩猟についても許可捕獲につきましても、狩猟の免許が必要ということがあげられます。上図の四角囲みの中に、いずれも狩猟免許ということが書かれております。狩猟免許につきましては、知事が実施いたします免許の試験に合格した者に対して知事から与えられるということになっております。

資料2-1に戻ります。二つ目の○印です。その狩猟免許には、4種類あります。網猟・わな猟。更に、銃には二つ種類がございまして第一種銃猟、これは装薬銃という意味です。つまり火薬の力で発射する銃。そして第二種銃猟、こちらは、空気銃のことです。以上の4

種類の区分が免許にはあるのですが、今回の提案につきましては、このうち、わな猟に関する提案となっております。

続きまして、三つ目の○印です。狩猟につきましては、主に安全確保という観点から農林業の作業の時期、あるいは、山の中、山野での見通しのききやすい落葉の時期といったものを考慮の上、北海道の場合は、毎年9月15日から翌年4月15日までの期間と法律の中に条文で日付までが明記されている形で定められております。

こちらにつきましては、参考資料の5ページをご覧ください。鳥獣保護法の条文がございます。第2条の第5項、下線を引いておりますけれども、こういった形で日付までが規定されている状況でございます。

続きまして資料2-1に戻ります。環境大臣は、鳥獣保護の観点から、必要がある場合は、今ご説明した狩猟のできる期間のうち、実際の捕獲する期間を限定できるという規定になっております。これによりまして北海道の場合は、国の規則の中で毎年10月1日から翌年1月31日まで短縮されております。これが、冒頭に提案者がアイデアの概要のところで述べている部分であります。

つまり、北海道においては、法律では9月から4月までの7ヵ月間が狩猟期間となっているのですが、同じく国の規則におきまして10月から1月一杯までの4ヵ月間ということに3ヵ月の短縮がされている状況であります。

ここまでは、狩猟ができる鳥獣全てに共通の期間ということになるのですが、次の○印、エゾシカについてです。

委員の皆様もご承知のとおり、道内では、著しく数が増加していることもありまして、道内におきましては、エゾシカ保護管理計画を策定いたしまして、その計画の目標達成のために捕獲期間を延長することが可能となっております。

ただし、その延長期間につきましては、はじめにご説明した法律に書かれている狩猟の期間、北海道の場合は9月から4月までですが、この範囲内に限定されております。延長期間の限度は、そこまでとなっております。

この延長期間につきましては、エゾシカの生息動向などを検討の上、決定するということになっておりまして、そのため毎年変更されるものでございます。また、地域によってもその期間が異なっております。この辺りにつきましては、参考資料の2ページ目に北海道地図のあるページがあります。地域ごとに非常に細かな設定になっております。また、アイデア整理表に戻ります。事実関係の整理欄の下から三つ目の○印です。ここまで狩猟の期間についてご説明をしたのですが、今度は、許可による捕獲の関係です。

こちらにつきましては、期間の限定がなく、年中いつでも捕獲が可能となっております。参考資料の1ページ目の表をご覧ください。こちらにも下から二段目の欄に捕獲できる時期という項目がございます。狩猟については、法令で定められた期間中となっていることに対しまして、右側の許可捕獲の欄では、年中いつでも可能というふうに整理しております。

事実関係の最後のところでは、エゾシカの捕獲の現状につきまして、最新のデータ、平成24年度の状況では、狩猟による捕獲が6.9万頭、許可捕獲によるものが7.5万頭。合計、年間14万4千頭のエゾシカが捕獲されている状況でございます。

このうち、狩猟による捕獲6.9万頭の中で「わな猟」によるものは、1%。689頭というデータがあります。

参考資料の3ページ目につきましては、推定の生息数の資料です。先程、14万4千頭を1年間に捕獲しているということを申し上げました。推定の生息数、全道で約59万頭ということで、その生息数の推移等のグラフになって整理されておりますのでご覧いただきたいと思っております。

アイデア整理表の道州制特区制度との整合性というところでは、わな猟の捕獲実績は、先程1%ということもございましたが、道としてのメリットはないということ。また、通年のわなによる捕獲につきましては、許可を得れば現行制度上でも可能ということでございます。

対応方向としましては、先程申し上げたとおり、わな猟の捕獲実績から勘案して、道としてのメリットはないのではないかとということで、事務局としては一次整理という案であります。

説明は、以上です。

(河西会長)

ありがとうございました。

それでは、ただ今の事務局からの説明に対しましてご質問・ご意見がありましたらお願いいたします。

(岸本委員)

初歩的などころで申し訳ありませんが、狩猟というものと許可捕獲というものがあります。許可捕獲は、通年、申請さえすれば、免許がとればできる。狩猟については、網・わなという二つの狩猟。銃と4種類によるもので、期間は、北海道は、事実上10月1日から1月31日までということです。

許可捕獲の方法は、どういうふうにするのですか。狩猟については、網とかわなとか銃ということなのですか。

(事務局)

基本的には、銃が大半と聞いております。

(河西会長)

ただ、わなを使ってもいいのですよね。

(事務局)

狩猟というものは、趣味でやる部分。許可捕獲というものは、頭数管理しなければならぬから獲る、農地が荒らされるので捕獲するという、そういうものです。狩猟は、完全趣味です。

(岸本委員)

狩猟は、銃の免許があれば。

(事務局)

狩猟の免許と銃の免許と。

(岸本委員)

許可捕獲を申請して免許をとるということは、どのくらい面倒なことなのか。と言うのは、結論からいくと、狩猟でいいじゃないか。狩猟でだめなら許可捕獲でいいじゃないかという結論。それが面倒なり、手続きなりに制限があるのだったら、これを通さなければいけないでしょう。許可は、大体の場合は取れるということであれば、それでいいでしょうし。

(事務局)

資格そのものは、狩猟であろうが許可捕獲であろうが免許がいるという面では同じです。たぶん、許可捕獲の場合は、市街地のそばだとだめだとか、細かいことはあるのだと思います。

ただ、農地でエゾシカによって食べられて被害があるとか、そういう場合は、そんなに面倒な許可はいらぬと思うのですが。調べてみないとわかりません。

(岸本委員)

議論をするに当たって事実上こういう問題が、アイデアは別ということで、分類、審議するか一次整理するかという分かれ目かなと思っています。許可捕獲でいいじゃないかと言えば、先程言ったとおり一次整理でしょう。これは結構な制限がある。事実上エゾシカが増えていることは間違いないですから、より 1 頭でも多く獲ったほうがいいだろうということも確かにある。

もう一つ言えることは、わな猟による捕獲は 1%にすぎないというニュアンスです。逆に、期間が短いから、倍にしたら 2%になるのではないかという発想もあるのではないかということ。その辺が明確にならないと議論しづらいかと思います。

(事務局)

次回、その部分につきましては補足させていただきたいと思いますが、よろしいでしょうか。

(河西会長)

他にご質問はいかがでしょうか。

(太田委員)

わな猟は、1%ということなのですけれども、なぜ銃ばかりで、わな猟は少ないのかということを知りたいと思いました。

ハンターの数が減っていて、高齢化が進んでいることは以前の審議会でも出た話だと思います。わな猟のほうが増えて、手軽であれば許可免許、狩猟でわなということがあるのかどうかわからないのですけれども、先程と同じで、捕獲する可能性が出るのであれば、わな猟もよいかと思ったのですが、その手間というか、なぜ狩猟が99%なのかということについて知りたいと思いました。

(事務局)

これも同じく調べてみないと実態はわかりませんが。

ただ、わなで捕獲するとシカは生きている状況なので、獲ったあと処理するのはどうするのかということが大変なのではないかと思います。猟銃で撃つとシカは死んだ状態になります。わなだと、生きている状態になるので、それをどう処理するかということもあるかと思います。

それも併せて担当部局に確認したいと思います。

(河西会長)

先程、通年にするにはどうしたらいいかという、質問の中にそういう意図も含まれているかと思います。そもそも、通年のわな猟を実施しようとすると、狩猟の範疇であれば、根本となっている根拠法自体の期間を改正しなければならないということです。こちらに関しては、道州制特区の提案検討委員会では扱えない問題ということになってしまうという認識でよろしいのですよね。

法を改正してくれということは、我々の委員会が提案できるのでしょうか。

(事務局)

できると考えていいと思います。

今回、答申をいただきました栄養士養成施設の関係というものは、法改正をしていただかないと北海道には権限はおおりてきませんので、そこはできると思います。

(河西会長)

法の改正に関しては、権限の移譲とセットで提案する。

(事務局)

北海道が決められるようにしてほしい。それをするためには、この法律を変えなければなりませんよねとなったら、この狩猟法の中に、“ただし北海道は条例で定める”とか、そういう条文を法律の中に入れてもらうということになると思います。

(河西会長)

ただ、実際に期間を延長しようと思っても、農作業やなにかの問題があって非常に難しいというようなことがある。

(事務局)

そこは、説明責任を北海道が果たさなければいけないと思います。なぜ、この期間なのかという部分に関して。

(河西会長)

他にご質問はありますか。

(岸本委員)

許可要件、登録要件の違いは、具体的にどうなのかということが1点。

もう一つは、環境省令で北海道の場合、10月1日から1月31日までとなっている。しかも、それを延長しようと思ったら、できなくもないけれども、法定の範囲内というような限定がかかっているから、通年でやろうと思えば、鳥獣保護法の2条を改正してもらわないと話が始まらないということで、法律改正の提案という形をするか。

その2点ということです。

(河西会長)

太田委員が質問されていた、なぜわな猟は少ないのかに関しては、継続審議ということでは、次回事務局からその質問に関してお答えいただいた上で分野別審議に入るか、もしくは一次整理をするかということを決めてほしいと思います。

よろしいでしょうか。

それでは、次の議事、引き続き事務局から、同じエゾシカの問題ですが、「エゾシカの現地での埋設処理」について説明をお願いいたします。

(事務局)

資料 2-2、参考資料 2 を使ってご説明いたします。

資料 2-2 をご覧いただきたいと思います。アイデアの概要でございます。道内のエゾシカの生息数が増加して、酪農業の被害、交通事故も増加しているということで、特に冬場は捕獲効率が高いけれども、現地での埋設には数的な制約があるため、大量捕獲はできない状況にあるということで、期間を限定した上で捕獲したエゾシカをまとめて現地埋設することができるようにしてはどうかという提案内容であります。

提案者によりますと、最近 50 頭、60 頭単位で群れのような形で酪農家の敷地にもシカが現れるようになって、冬期間は、飼育している牛のための牧草ロールなどにも被害が出ているような状況にあり、深刻化しているということで、どうにか対策を強化できないかということが提案の背景にはあるとのこととあります。

事実関係の整理です。○印の一つ目です。

捕獲した鳥獣につきましては、捕獲した場所に放置することは、原則禁止とされております。鳥獣保護法の第 18 条ということで、具体的な条文につきまして参考資料 2-1 ページをご覧ください。

上の○印に鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律ということで抜粋してあります。下線を引いておりますとおり、捕獲等をした場所に当該鳥獣、又は鳥類の卵を放置してはならないという規定になっております。

更に、この規定の趣旨につきましては、参考資料の 5 ページをご覧ください。

こちらの資料は、環境省から各都道府県知事あてに出された通知でありまして、鳥獣保護法に関する解説というような文章になっております。

「VI-3 捕獲物の放置の禁止」という部分です。放置をされますと、猛きん類が鉛の銃弾の破片も一緒に食べてしまうということで鉛中毒が発生したり、肉を食べる動物が増加して、その地域の生態系を乱す恐れがあるということで、そうした事態を防止するために放置してはいけないという禁止規定がつけられております。

同じく 5 ページの下段、「3. 適切な処置」というところです。捕獲した鳥獣は、原則として持ち帰りとなっております。地形的な要因等でそれが困難な場合においては、風雨等で容易に露出しない程度にまで埋設をすること等により適切な処理をすることが必要ということです。そういったことを防止しようという規定になっております。

アイデア整理表に戻っていただきまして、事実関係の整理覧の三つ目の○印です。捕獲した鳥獣につきましては、廃棄物処理法、正式名称でいきますと、廃棄物の処理及び清掃に関する法律というものがあります。こちらの中で一般廃棄物という扱いになります。捕獲されたものの埋設が適切に行われている限りにおきましては、違法行為に当たらないこととされております。

一方で、四つ目の○印です。生活環境の保全上支障が生じ、または生じる恐れがあると認められる場合におきましては、廃棄物処理法 19 条の 4 という条文がございまして、こち

らで規定される措置命令、そうした状況をつくりだした原因者、処分者等に対しまして、その支障の除去などを市町村長が命令する。その対象になるとされております。

こちらは、環境省の見解として示されているもので、参考資料の 2 ページに掲載してあります。

2 ページの上の方に下線を引いております。こちらで環境省から示されております。つまり、捕獲したエゾシカにつきましては、法令上は、一つ目としては、放置は禁止です。二つ目として、原則は、持ち帰りです。さらに、それが困難な場合は、適切に埋設してください。その結果、四つ目として、環境の保全上支障が生じる場合にあっては、支障を除去するような市町村長の命令の対象になりますということでもあります。

アイデア整理表の下から二つ目の○印です。提案者におかれましては、現地埋設には、数的な制約があるとなっておりますけれども、厳密な意味での数的な制約、例えば、一度に埋設するのは何頭までとか、埋めるための穴の大きさの規定、そういった厳密な意味合いでの数的な制約という書きぶりは、法令上明記されたものではありません。

今、ご説明したとおり環境への影響が生じるかどうかの問題になっているということです。

最後の○印です。捕獲された後のエゾシカがどんなふう処理活用されているのかというデータがあります。平成 22 年度に道で調査した結果が公表されております。

それによりますと、ハンターの自家消費、食肉処理施設への売却、ペットフード製造事業者への売却、廃棄物処理施設への搬入、現地埋設、その他。その他というのは、動物園等に引き取ってもらうというようなことです。大きく分けると、こういった六つほどに分類されるということです。その中で現地での埋設というのは、全体の 17%と推計されるという調査結果が出ております。

なお、この 17%以外の項目につきましては、自家消費が、およそ 59%、食肉処理施設が 13%、ペットフードは 0.3%、廃棄物処理施設へ 10%、その他は 0.3%ということで、半分以上は自家消費ということになっております。

道州制特区制度との整合性につきまして、生活環境の保全上支障が生じ、または、生じる恐れがあると判断し、改善の措置命令をする権限は、現行の法令上市町村長に付与されております。

道として国に対して移譲を求める権限が存在しないということで、対応方向のところですが、事務局としては、一次整理という案で作成しております。

説明は、以上です。

(河西会長)

ありがとうございました。

それでは、ただ今の事務局からの説明に関しましてご質問・ご意見があればよろしくお願いたします。

(佐藤委員)

アイデアの概要で、もちろん出されたアイデアを整理しているということなので、今、この文面だけを読んで意味を解釈するということは、原文からこういう文章に起こされた方の意思を受け取るべきなのでしょうけれども、二行目を読んだときに、雪が多いから、一度にたくさんという意味ではなくて、たくさん獲っても 1 頭 1 頭土の中まで埋めることはできませんという意味なのかと思ったのですけれども、そういう意味ではないのですね。

まとめてという表記はどこにもないです。一番下にはあるのですけれども、二行目にはないです。現地埋設、まとめてということは、たくさん持ってきて、たくさん獲れる時期なのだけれども、雪も掘らなければいけないし、大変だということなのかと思ったのですけれども、そういう意味ではないのですか。

(事務局)

原文そのままです。

(佐藤委員)

二行目をそう読んだのです。

三行目は、まとめてブルドーザーでもなんでも 10 頭でも 20 頭でも拾ってきたら、たぶん費用対効果も出るだろうということか。それとも、元々スノーモービルで走るわけでしょうから、何人かがかかって、まとめて埋めるとか。

ハンターに知り合いがいるのですけれども、特に冬場は大変だという言い方をしていました。

(事務局)

持って帰ってくるのには楽みたいですが、埋めることは確かに。

(佐藤委員)

持って帰ったとしても、処理が大変。しかも、ちゃんと処理しないと食べ物にならないから、あげても迷惑がられたりということ。

ということによって、また変わってくるかなと思ったのですけれども、その意味はそうではないのでしょうか。

そうだとすると、そこに放置するわけにはいかないということなので、この会議体の話ではないのでしょうかけれども、違う方策で、支援策でということになるのかなと思ったのです。

(岸本委員)

今の質問でそうなのかと思ったのですが。最初は、原則持ち帰りだと。ただ、冬場に集中して捕獲頭数が増える。原則持ち帰りだということで、それが無理だから現地で埋設したいというふうに考えているのかと、概要の二行目では見えるのです。

ところが、今、実態を伺ってみますと、雪を掘るのが大変だ。だから、現地埋設というものをやるにしても、まとめて現地埋設することを可能にしてくれということになれば、要するに、そういう体制をとってくれという要望になってくる。

その、現地埋設を進めましょうという要望を進めようと思ったときには、法律改正だとか特区制度で提案する云々ということではなくて、施設だとか、そういったものを作ってくれとただ単に言っているだけである。

もし、そうだとするならば、道に対する要望だっただけの話で、特区制度とは直接関係ないという形になってしまう。

この趣旨で、事務局は、特区提案という形できたから道州制特区との整合性で市町村がという感じの伝え方をされているのですけれども、こういう答え方をする必要あるのだろうかという問題ですよ。

(事務局)

提案者は道北の団体でして、色々なところに要望している中の項目としてこちらにも要望があったということです。

全体については、他の関係部署にも同じような内容で要望しております。その中で、今回、特区としての制度についての整合性についてこういった書き方をさせていただいたという状況です。

(河西会長)

岸本先生がおっしゃったとおり、政策としてやってほしい。その中で道州制特区が使えないかということで提案をこちらにあげてきたというような理解でよろしいのでしょうか。

(事務局)

岸本先生がおっしゃられたようなことをやっても、たぶん、この提案した方の課題は解決されるのだと思うのです。

ただ、現地で埋めるとなった場合に、おそらく狩猟したその場所に埋めるということは、冬は、重機か何かを一緒に持っていかない限りは、ほとんど困難だと思うのです。

冬、大量に捕獲した場合に、どこかに持ってきて、どこか掘りやすいところに大量に埋めさせてくれという趣旨だろうなと理解したのです。

その場合、廃棄物、埋め方によっては環境上に影響が出る。九州で、口蹄疫で牛の大量殺処分したときに、バックホーで穴を掘って大量に埋めたということがあったのです。あれは、廃棄物処理の方法としてあまり好ましくない方法ではあるらしいのです。本当は 1

頭 1 頭、容易に掘り返せないくらいの深さに埋めて処理するというのが基本らしいのです。たぶん、そういうことができない。だから、もっと簡易に埋めさせてほしいという趣旨の提案だろうなというふうに私は理解したのです。

その場合は、生活環境上に影響の出ない埋め方であれば、基本的にはいいとなっているので、それがどういう埋め方をしてそれが影響あるかどうかということは、市町村長が指導なりをする権限があるのです。

基本的には、そのところと市町村とやってくださいということなのかなと、私どもはそう理解しております。

(岸本委員)

確認なのですけれども、持ち帰るのが大変だからと言っているわけですから、鳥獣保護法の第 18 条の環境省令で定める場合のときということですから環境省令に委任されていて、鳥獣保護法施行規則という環境省令第 19 条第 1 号を見てみると、関係法令の 1 ページ、地形、地質、積雪その他云々で持ち帰ることが困難でと書いてあって、少なくとも持ち帰りが困難でといったときに、数には注目していないのです。大量だから持ち帰れないから現地に埋めるということは、基本的には認めていないわけです。

ということは、大量に獲った後で、ある程度どこかに集めて、余程のことがない限りは現地では埋めないという形。集めてという形は、提案された方も認めているわけですよ。むしろ彼らは、大量に獲りたい。大量に獲ってどこかでまとめたい。現地で埋設というよりは、その場でたくさん獲って、ある程度のところに集めて、それで重機で柔軟に埋設することを認めてくれ。そうでなければ、動物園に持っていったりで大変なんだと。そういうことですよ。

そういったときに、仮に集中的に埋設するものを、いくつかの拠点を設定するときには道は協力するという意味だと理解してよろしいわけですね。その方の集中的に埋設したりする施設を作ることを道に協力してほしい。そこで法整備というところで必要だったら、特区提案という形で対応してほしいという理解ですね。

そこでお伺いしたいのですけれども、これを道が動かなければいけないのかという問題については、廃棄物処理法との関係では、権限は市町村長だろうという問題が 1 点ある。そこに道が、道内の市町村共通の悩みだということで、政策としてそういう処理施設を作ったりするという政策判断をするかどうかはともかくとして、するとして、それを阻害する、あるいは、それを食い止めるような法律はあるのかということをお伺いしたいのですが。

(事務局)

そのところは、もしそういう処理施設を作るのだとしたら、当然法律に適合した形で作ることになります。

(岸本委員)

それは、廃掃法になってくるわけですか。

(事務局)

そうです。

(岸本委員)

その点について道が動くことについて廃掃法上なにか問題はあるのですか。

(事務局)

施設を作ること自体は、道が作ったにしろ許認可を取らなければなりませんので。

(岸本委員)

その場合、道が許認可を取るというシステム自体はあるわけですね。廃掃法個別の。

(事務局)

一般的には、処理施設は市町村が。ただ、エゾシカのために限ってそういう施設を政策判断としてやる場合には、道でもできるかということです。

実際に獲ったものを重機で運んで集めて、それを肥料として使うという実験も行われていますので、集めてきて処理するという方法、埋設にしても何にしても、そういうことが実際には行われているのです。

(太田委員)

ハンターの方たちは、なぜそんなに大量に獲りたいのですか。

もしくは、誰に頼まれて、どこから依頼を受けているのですか。

(事務局)

これは、行政側が、道も市町村もそうです。

(太田委員)

道なのか、市町村なのか。

市町村だったら市町村が対応するべきことで、道がされているのであれば道が処理まで。

(事務局)

道が依頼したときには、処理まで含めてやります。

(太田委員)

お願いされた量に相当の処理のところまで責任持って。

(事務局)

それは、当然やります。

今だと、自衛隊と連携してヘリコプターで追い出してもらって。

(太田委員)

困っているのは、市町村に依頼されたものと考えていいのでしょうか。

(事務局)

そうだと思います。

許可捕獲の申請者は、市町村とか農協、そういった団体で、実際の農業被害を食い止めたということで道に対して許可申請されると聞いております。

(太田委員)

処理に関してまでの。

(事務局)

処理についても条件を付けて許可を出しています。

(太田委員)

実際に大量に出て困っているということが。

(事務局)

大変だということですね。ちゃんと適法に処理するということが大変だということです。

(岸本委員)

微妙ですよ。許可捕獲でありながら、この問題があつて大量に獲れないじゃないかと。

1年間で許可ではなく狩猟でやりたいということとも絡んでくる。

ただ、他方では、冬場に集中するということであれば通年やる必要があるのかと思ってしまうところがあるのですけれども、それはともかくとして。

(佐藤委員)

これに関して、積極的に質問しているのは、実際に色々な方がいると思います。中には、

狩猟が好きでやっている方もいるのでしようけれども、その周りの人は、本当に農家は困っているということで、地域でどうしようもなく、誰かがやらなければ、じゃあ俺がやるんだということで動いている人が結構いる。引っかかっていることは、後処理なのです。

今、アイデアが出てきているので、ここに限定するよりも実際として問題が出ている。このアイデアをきっかけとして次の、政策段階ではこの会議体ではないのでしようけれども、法令の改正も含めてやれることが道州制特区の中にあれば是非前向きに進むべきなのではないかということが根っこにあります。

変な話、今までにだめもとでいってみようかという提案も結構ありましたので、そういう意味ではある程度放っておいてもいいのではないかとという心情的なものもあるのですけれども、これに関しては、リアルに、道東でも道北でも、個人でやっている方は、特に留萌管内では、農家のためにということでやっている人がいます。何とか処理して隣の料理屋さんで出してもらおうと頑張っている方もいます。実際に高い肉になって、なかなか売れないということも、留萌管内に関してはあります。

これに関しては、結論からいくと、対応方向はこうしかならないのでしようけれども、法的にどうなるかはわからないですけれども。

(岸本委員)

その近く、その場で売れるわけではないけれども、ある程度まとめてというときに、どの程度の距離、近さによるのですか。

それによると、処理施設を作るのは政策だということはあるのですけれども、仮に道がそれに乗り出すことになったとしたら、すごい量の処理施設が必要になってくるということがあります。

そうすると、拠点、拠点になると、捕獲した所からそこまで持って行くことだって大変になるわけであるので、なかなかここでは、データや現場がわからないので、何とも、そうするべきだとも、こうするべきだとも言えない。この会議自体が政策提案会議ではない、審議会ではないということはそのとおりだと思います。

こういう場合は、どうしたらいいのか。書き方の問題、答え方の問題だと思うのです。

我々、関係ないから一次整理ですという書き方がいいのかということ。返し方を注意した方が、我々としても、きちんと考えた上でなのだけれども、我々にも限界があって、答申に向けた検討としてはここまでしかできませんでしたという形をとった方が、提案者に対する礼儀でもあるかなと思います。

(佐藤委員)

僕も行政に特区の提案を何回か出したことがあるのですけれども、大体こういう一次整理する理由ということで、法的に辿っていったらうちの対象ではありませんということになるのです。それでも特区じゃないのではないかとということが何度かありました。

(岸本委員)

そうならないように書き方を注意した方がいいかもしれないです。

(河西会長)

これまでも提案者の方には、丁寧な説明で回答してくれと。ここに書かれていることはその通りなのかもしれないけれども、これはこういうような制度を使えば解決できるかもしれない。もしくは、こういうような施策を他の部局でやっているの、そちらでこのテーマを扱っていきたい。そのような説明の仕方をお願いします。

(岸本委員)

我々としても一次整理しかないので、結論は間違いないのですけれども、エゾシカで困っていらっしゃる方もいるので、逆なでしないようにというところは重要なと。

(河西会長)

それでは、議論をしました「エゾシカを対象とした『わな猟』の通年実施」と「エゾシカの現地での埋設処理」に関しては、継続審議とさせていただきます。

ただ、委員の皆様からご意見が出ているように、道州制特区の検討委員会では一次整理の方向で致し方ないかもしれないけれども、その中に何らかの可能性はあるかもしれないということで補足的な資料収集をお願いしたいと思います。

また、エゾシカに関しては、佐藤委員がおっしゃっていたように北海道にとって大きな問題ですので、過去にエゾシカに係わる道州制特区の提案がいくつかありました。それも資料として出していただいて、総合的にエゾシカに係わる問題で。

(事務局)

可能かどうかわかりませんが、過去のものも含めて、場合によってはエゾシカの担当部局にも出席を求めて、集中的にやることも考えたいと思います。

(河西会長)

そういうことで次回はよろしく願いいたします。

寺下委員から何かご意見はありますか。

(寺下委員)

大丈夫です。

(河西会長)

それでは、引き続き事務局から検討項目の三つ目、「地域の実情に即した水産動植物保護のための捕獲規制」について説明をお願いいたします。

(事務局)

それでは、資料 2-3 と参考資料 3 を用いて説明をさせていただきます。

アイデアの概要といたしましては、水産動植物の採取の制限は、法律で、政令、または都道府県規則で定めることとされており、市町村等の裁量による捕獲規制というものは認められていない。このため、市町村等が独自に地域の実情に即した柔軟な捕獲規制を設けることは不可能な状況となっている。市町村等が地域固有の希少な水産動植物を地域資源として適切に保護・利用できるように、現に漁業権が設定されている水産動植物以外は、市町村が独自に、あるいは市町村からの申請に基づき北海道が捕獲規制できるようにすべきというアイデアでございます。

アイデアの事実関係といたしまして、水産動植物の採捕を規制している法令には、漁業法、水産資源保護法、都道府県の漁業規則がございます。

漁業法の第 65 条第 2 項におきましては、農林水産大臣、または都道府県知事は、漁業取締、その他漁業調整のために水産動植物の採捕、または処理に関する制限等に関して必要な農林水産省令、または規則を定めることができるとされています。

同様に、水産資源保護法第 4 条第 2 項におきまして、農林水産大臣、または都道府県知事は、水産資源の保護培養のために必要があると認めるときは、水産動植物の採捕に関する制限、または禁止に関して、省令、または規則を定めることができるとされています。

漁業法及び水産資源保護法の中では、自治体が条例により採捕の制限、または禁止を定めることにつきましては、機動的な漁業調整の実施や漁業者等の主体的な関与の確保などを求める法の趣旨に反するために、容認されないとされています。

今回の提案では、実施主体が市町村の場合と、北海道の場合の 2 パターンとなっております。

まず、実施主体が道である場合につきましては、市町村の申請に基づきということで、ご提案者がおっしゃるところの事務上の規定はないものの、道が規則を定めるに当たりましては、関係者の意見を踏まえつつ行うものですので、都道府県は市町村等の意見を踏まえて規則を定めて、水産動植物の採捕の制限等を行うことは、現行制度上可能ということでございます。

次に、実施主体が市町村である場合についてです。こちらにつきましては、道州制特区の制度上、市町村を実施主体とする提案は、制度の対象外となっております。

これらのことから市町村を実施主体とする場合は、道州制特区提案としては、馴染まない。また、道を実施主体とする場合につきましては、提案の趣旨は、現行制度で実現可能であるため、本件の対応方向といたしましては、一次整理というふうにさせていただいているところでございます。

説明は、以上です。

(河西会長)

ありがとうございました。

それでは、ただ今の事務局からの説明に関しまして、ご質問・ご意見があればよろしく
お願いいたします。

もし市町村がこういうことをやっていこうとしたら、構造改革特区で提案ができるとい
うことなのでしょうか。

(事務局)

構造改革特区は、規制の緩和、国が規制していたり道が規制していたりするものを、そ
この市町村エリアに関しては緩和するということなので、趣旨からすると、逆に市町村が
規制することになると思うのです。

罰則なしで条例で、先進規定のような形で市町村が条例を定めるのは可能なかと思
います。

罰則を付けると、その場合は罰則を提供された人が訴訟等を起こしたときに市町村の条
例と法令との関係が問われてくるのかなという気がします。

(岸本委員)

関係法令を見る限りでは、市町村が独自に条例でやることは難しそうな感じですよ。

農林水産大臣、または都道府県知事は、漁業取締、その他漁業調査のために、規制、ま
たは禁止に関する必要な云々。農林水産省令、または規則を定めることができる。

(事務局)

これは、漁業法の考え方自体が市町村という単位ではなく、もっと広域にものを考えて
いかなければだめだということに基本があるので、河川にしても一つの市町村が源流で
完結していればいいのかもかもしれませんけれども、多くは複数の自治体を跨って流れて行く
ものなので、それは、より広域的な県や道が規制するということが基本的な考え方かと思
います。

(岸本委員)

ということは、市町村が条例で独自に規制するというよりは、北海道を通じて規則で定
めるというシステムというものにも合理性、合理的理由が当然あり得るということになる。

そうすると、勝負は何なのかといたら、市町村の意見、あるいは要望というものをど
の程度で道知事の規則で定めるときに織り込むかという問題である。

お伺いしたいことは、現行法制下でも可能だとおっしゃったことについて確認です。こ

これは、規則制定のプロセスで市町村の意見を聞いているというふうに記憶しているのですが、実態・事実上聞いているのか。海面に係わるものについては、関係海区漁業調整委員会、内水面については、内水面漁業管理委員会の意見を聞くというこのプロセスを通じて意見を吸い上げているというふうにおっしゃっているのか。そこを確認したいのです。

市町村の意見は、どの程度このプロセスに入っているのか。要するに、この調整委員会という組織は、どうなっていますかということです。あとは、運用でいけるということがわかればいいのですが。

(事務局)

一概に言うことが難しい部分ではありますが、我々の道州制特区の提案検討委員会と同じように、先程もおっしゃられた漁業の調整委員会という諮問機関がございます。漁業者の代表の方ですとか、有識者の方々が参加して、こういった委員会をやっている。その答申を受けて都道府県が規則を定めることとなっているというところです。

(岸本委員)

市町村それ自体の意見を聞くというプロセス、それ自体は、必ずしもあるわけではない。

(事務局)

手続上は定まっておりませんが、一般論として、政策を実行する中で、当然幅広い関係者の方々の意見を無視してやるわけではございません。実際に過去に市町村の要請活動に基づいて、参考資料の中の委員会の指示が出されたという事例もございます。

(岸本委員)

規則、策定された案というものについてのパブリックコメントのようなものはやられているのでしょうか。

提案者に対して、現行法制度で今後、より北海道は市町村の意見を聞きますので、現行法制下で対応可能ですよというような形で、我々も受け取りましたという形で返した方がいいかなと思っています。そのときに、現行法制下で対応可能ですということは事実なのだけれども、これこれこういう委員会での意見表明、あるいはパブコメがあるのだったらパブコメというところでどんどん意見を出していただいて、我々も規則を作るときに市町村の要望も可能な限り取り込みますよという形で返したほうがいいのかなと思ったのです。これも、返し方かなというふうに思います。

(事務局)

パブリックコメントについては、実際実施しているかどうかということは、今すぐお答えできないのですけれども。

(河西会長)

過去にこういった手続きを経て、市町村の意見が反映されて規制をすることになった事例は、何例くらいあるのですか。

(事務局)

件数を捉えることは難しいです。

(河西会長)

それが、この仕組みが有効に機能しているかどうかという確認になると思うのです。

(事務局)

こういった規制につきましては、釣りたいという方もいれば保護をしたいという方もいるので、市町村に限らず、色々な方々からの声を聞くべきかなという気はします。

(河西会長)

岸本先生に伺いたいのですが、対応の方向としては、一次整理で。返し方として少し補足説明をした上で。

(岸本委員)

デリケートな問題なのでそう言っているだけで、一次整理に異議を唱えるわけではございません。

(河西会長)

佐藤委員がおっしゃっていたように、返ってきたものが、紋切型のものだと。

(事務局)

わかりました。

(寺下委員)

直接特区提案とは関係ないかもしれないのですけれども、先程のエゾシカの話にしろ今回の水産資源の話にしろ、提案者の方のアイデアの背景も一緒にお示しいただくと、それこそ今おっしゃったような、どういうふうに返すかという話も議論しやすいのかなと思います。

もしかしたら提案された方も市町村なりそれぞれの立場として我々の意見が吸い上げられる仕組みがないではないかというような気持ちでの提案なのかもしれないなということ

を意見を伺っていて思うのです。

その背景みたいなのところも一緒にお示しいただくと、もう少し考えやすいのかなと思います。

(事務局)

背景も含めて訊ねられる場合と、紙だけが届いて連絡先もなしというのものもあるものですから、そういう場合は背景を聞けないものもあります。できるだけ背景等のわかるものについては、今後調べて、この場でご説明できるようにしていきたいと思います。

(河西会長)

以前は、結構大きな紙で、背景も詳しく説明があったのですが、この任期の委員会から少し簡素化したところですよ。口答でもいいので、背景に関してご説明いただければと思います。

他にいかがでしょうか。

では、基本的に一次整理という方向でよろしいでしょうか。

ありがとうございます。

それでは、この案件に関しましては一次整理ということで。ただ、返すときには、丁寧な説明でお願いしたいと思います。

それでは、引き続きまして4番目の検討項目、「公的機関によるRMT（リアルマネートレード）運営特区」について説明をお願いいたします。

(事務局)

アイデアの概要です。オンラインゲームが流行っていますが、オンラインゲームを公的機関が運営して、その参加費用やゲームアイテム等の販売による収益を財政に貢献させるということがアイデアの趣旨です。

もう一つ、アイデア名にあるリアルマネートレード（RMT）です。これは、プレイヤー同士がアイテム等を売買する、そういう機関を運営して、そのときのマージンなどで利益を得ることがアイデアの概要でございます。

事実関係の整理です。まず、ゲームの説明が多いのですが、オンラインゲームについては、ご存じかと思いますが、携帯電話端末、パソコン端末を通じてインターネットで提供されるゲームです。一般的に有料、または無料で利用することができます。

無料で利用できるゲームの多くは、ゲーム内に登場するアイテム、仮想通貨などを販売して利益を得るアイテム課金制などをとっています。

アイテム課金というものは、ゲームを優位に進めるためにゲーム内アイテムを購入することによってその機能がより拡充するというシステムです。主に、ゲーム内のメニューの中から必要なアイテムを購入するものと、1回300円など有料でランダムにアイテムを入手

する方法。一般的には、ガチャというらしいのですが、そういうものがあります。

要するに、より良いアイテムが出るかどうかは運次第という考え方です。

もう一つは、**RMT** です。特に決まったものはないのですが、一般的には、入手したアイテムやゲーム内仮想通貨などを現実の通貨で売買する経済行為ということです。あくまでもゲームの外での行為ということになります。

この **RMT** を専門に扱う業者があるほか、掲示板による個人売買、ネットオークションによる売買などで行なわれているようです。

ただ、換金が可能ということであれば賭博罪が適用されるのではないかという指摘も人によってはあったということです。

RMT なのですけれども、こういう中で、レアアイテム、より良いアイテムといいますか、それがオークションでは数万円で取引されているような状況があります。

ただ、ゲームを作っている業界団体が、**24年6月**にそれを禁止するガイドライン、自主規制を行っております。ゲームの利用規約の中に **RMT** は禁止するということが記載されるような形になっております。

法的には、地方公共団体がオンラインゲームを運営すること自体、何か制限するという法律は、今のところないということです。

RMT について規制する法律は、現在はない状態になっております。

以上のことから、この提案は、現行制度上、国に権限を求めるものではないので、特区提案に馴染まないということで、一次整理という方向にしています。

「ただし」ということを付けまして、実際に地方公共団体にオンラインゲームというものを収益事業として行うことの妥当性。**RMT** については、現時点では法的な整備もないですし、業界団体で自主規制しているという現状を踏まえて、こういうことを行うこと自体がどうなのかという慎重な検討が必要であるという、そういう意見を附したような形で整理をさせていただきました。

以上です。

(河西会長)

それでは、ただ今の事務局の説明に関しましてご質問・ご意見があればよろしくお願いたします。

RMT とは違いますけれども、ビットコインの売買で大きな問題になっているので、説明の最後におっしゃっていたように、こういうものを自治体がやっていいのかどうかという事は、私個人的には疑問に思うところです。

また、整理にあるとおり国に権限を求めるというものでもないのに、道州制特区の提案には馴染まないということは、その通りだと思います。

他の委員の皆さん、いかがでしょうか。

(太田委員)

逆に、法律がないのでどうしようもないということもあると思うのです。逆に、RMTを制限するような、道独自で制限するような権限をくれというような方法をとることは考えられるものなのではないでしょうか。

(事務局)

これは、元々権限で規制するというのではなくて、やろうと思えば今の条例の中でやれるのでしょけれども。インターネットということを見ると、一県が規制したところで、実質何の規制にもならないのではないかと思います。

(太田委員)

今までは権限を国から下さい、国から道にくれということが多かったのですけれども、逆にこういうものを作ったから認めろというふうにはいかないのですか。

(事務局)

国が既に何かその部分の権限を持っていれば、はじめてそれと抵触する部分が出てきて権限移譲してくれということになるのでしょけれども、ここの部分は、国も何も権限を行使していない空白部分だと思うのです。そこは、先にやったもの勝ちではあるのだと思うのですけれども、道が仮にRMTの部分の禁止ということをやっても何の実効性も持たないようなものにしかならないのではないかと思います。

(河西会長)

国の方では、法を作って規制するというような話をチラッと聞いたことがあるのです。RMTではなくて、ビットコインの運営会社が倒産したことによって、それを買った人から、こういう規制がないから国が悪いんだというような意見が出てきて、それに対してきちんと法律で定めようかという動きがあると伺いました。

その辺りはどうなのでしょう。

(事務局)

ビットコインの関係は、調べてみないとわからない状況です。

このRMTについても、RMTというアイテム換金のガチャというところで、出てきたアイテムの、例えば、色を揃えるとさらに良い物がもらえるというやり方は、景品表示法に違反する、だめですよということは消費者庁から出されています。

既存の色々な法的な規制を活用して抑えていくという段階で直接これを対象にしたということではないのです。

先程、場合によっては賭博罪のような、刑法が適用されるようなこともあるのかもしれ

ないです。

(佐藤委員)

賭博で思い出したのですけれども、そもそもオンラインでなければどんな場合を、利益を財政にして貢献させるか。道営競馬はそうですね。

例えば、そういうことがあるのだなと思って、何があるのか。そもそも行政は、利益を生むようなことはなんだろうと思ったのです。そうだなと思って、これもありかなと思ったのです。

ただ、権限を移譲してくださいということが道州制特区の今の国の考えであって、新しいルールを作るということは、この会議体ではないのですよね。

(事務局)

本来、競馬法などがなければ、たぶん賭博になると思います。法律を作ったことによって合法化される。

(佐藤委員)

例えば、今後どんどん出てくると思うのです。この会議体を離れて行って、一道民として言いたいことは、早くルールを作ってしまった方がいいのではないかということです。

ただ、この場ではないということですね。きっと作った方がいいですよ。

(河西会長)

この道州制特区の提案検討委員会では、カジノの問題があって一次整理ということで置いてあります。そのうち、いつかは、超党派の法律が出てきて国会で議論されるかなと思っていますが、なかなか出てこないですね。

こういう問題に関しては、まず国の動きを注視して、今回の提案に関しては一次整理ということで、提案通りでよろしいでしょうか。

ありがとうございます。

この案件に関しては、一次整理とさせていただきたいと思います。

それでは、今回の一次整理の審議全般に関して言えば、議事の中で、エゾシカに関しては、一次整理の方向で検討はするけれども、もう少し全体的にエゾシカの問題を検討したいということで、今回の委員会の中で出てきた質問、補足的な資料を出していただいて、次回に議論をしていきたいと思います。

「地域の実情に即した水産動植物保護のための捕獲規制」と「公的機関による RMT 運営特区」に関しては、一次整理とさせていただきたいと思います。

審議全体に関して何かご質問、ご意見はありますか。

それでは、続いて議事 2 ということで、国から地方への権限移譲に関わった新しい仕組

みができたとのことですので、事務局から説明をお願いいたします。

(事務局)

提案募集方式なのですが、国の地方分権推進本部が4月30日に決定しております。

資料は、資料3-1、3-2の実施方針、3-3の提案募集要項というものをお配りしておりますが、3-1の概要に基づいてご説明させていただきます。

まず、趣旨です。これまで国においては、地方分権改革として地方分権改革推進委員会を作りまして、その勧告に基づいて事務・権限の移譲や義務付け・枠付けの見直し等について、3次にわたる一括法等と書いてありますが、昨日、第4次一括法が可決されております。これらの一括法によって推進してきました。

新たな局面を迎える地方分権改革においては、従来からの課題の取組みに加えて委員会方式、委員会勧告方式に変えて、地方の発意に根ざした新たな取組みの推進ということで、個々の地方公共団体から改革に関する提案を募集して、それらの提案の実現に向けて検討を行うという提案募集方式を導入したところであります。

次に、募集方式の提案の対象です。提案の対象は、地方公共団体の事務・権限の移譲、義務付け・枠付け必置規制の見直しといった、地方に対する規制緩和を対象としております。

具体的な取扱いです。全国的な制度改正に係る提案を対象としております。ただし、全国一律の移譲が難しい場合などには、個々の地方団体の発意に応じた選択的な移譲とする提案。すなわち、全国の自治体を対象として手挙げ方式でやってほしいという提案も対象とすることとなっています。

2ページ目をご覧ください。委員会勧告では今まで対象としていなかった事項として、例えば、事務・権限の移譲であれば本省の事務・権限を対象にする。義務付け・枠付けの場合は、法定受託事務や政省令・補助要綱等に基づくもの等についても提案できるということになっております。

その他、制度の改廃を含めた抜本的な見直し、事務・権限の移譲等に関連する提案も対象となっています。

ここには正確に記載されてはいないのですが、都道府県から市町村への権限移譲も対象とするとなっております。

次に、提案主体です。地方公共団体、都道府県・市区町村、一部事務組合、広域連合、全国知事会などの地方六団体、例えば、ブロック単位の知事会とか、地方公共団体を構成とする任意組織が提案主体となっております。

ただ、提案主体に関しては、庁内の関係部局等からの意見を幅広く集約することや経済団体・関係団体などから意見を提案に反映するように求めています。

3ページをご覧ください。募集の方法及び時期です。

提案は、内閣府が受け付けます。提案に際しては、制度改正の必要性や制度改正による

効果、具体的な支障事例などを示して提案するように求めています。

なお、ここには、募集は、毎年少なくとも 1 回実施するとなっておりますが、今年の募集期間は、5 月 20 日から 7 月 15 日までとなっております。

次に、提案を受けた政府の対応です。受け付けた提案は、内閣府が実現に向けて関係府省と調整を行って、特に重要と考えられる提案については、有識者会議等で集中的に調査・審議を行うとしております。最終的には、年末までに提案に関する対応方針について、有識者会議の調査・審議を経て、地方分権改革推進本部及び閣議決定を行って、さらに法律改正により措置すべき事項については、所要の法律案を国会に提出するとなっております。

提案に関する公表等です。提案の内容や提案団体との関係府省とのやり取り、最終的な調査結果は、内閣府のホームページに掲載することとしているほか、実現しなかった提案についても提案主体及び関係府省の意見等を公表する。さらに、措置した制度改正については、地方公共団体が国民に対して広く情報発信を行う。

以上が提案募集方式の概要です。

ペーパーはないのですが、道州制特区制度との違いについて若干ご説明させていただきます。

両制度は地方分権推進という趣旨は共通しておりますが、道州制特区制度は、道州制特区推進法という法律に基づく制度であり、提案募集方式は、地方分権改革推進本部が決定した実施方針に基づく制度ということでの違いがあります。

また、提案の対象ですが、道州制特区制度が特定広域団体である道への事務・権限の移譲等であるのに対しまして、提案募集方式は、全国的な制度改正を対象として、全国一律が難しい場合でも全国の自治体に対しての手挙げ方式の提案となっており、個別の自治体のみを対象とした提案は認められていないという違いがあります。

さらに、提案までの手続きです。道州制特区制度は、議会の議決、関係市町村への意見聴取、このような検討委員会など、国への提案に至るまでの手続きが法定されているのに対しまして、提案募集方式については、こうした手続きは特に求められていないということが主な違いであります。

このような違いを踏まえまして、両制度をどのように活用していくかということです。

道州制特区制度には馴染まない全国的な制度改正に関する提案などは、提案募集方式の活用というものが考えられる。道としては、道州制特区制度は、他府県にない北海道を主眼において提案を行うことができるものでありますし、国への提案までの手続きにおいては、高い透明性や公開性というものを有しておりますので、今後とも道州制特区制度を積極的に活用して、国への提案を行っていきたいと考えております。

ただ、提案募集方式は、これまで市町村には、権限移譲や義務付け・枠付け等に関する提案を行う仕組みはなかったものですから、道としては、道州制特区制度で培った経験などを活かして助言に努めるなど、地方分権の推進に向けて市町村などの取り組みを支援していきたいと考えております。

以上、提案募集方式についてご説明させていただきました。

(河西会長)

ありがとうございました。

ただ今の事務局からの説明に関しましてご質問・ご意見があればよろしく願いいたします。

このような制度が新たに始まるということで、これまで道州制特区に提案されてきた方々がこちらの新しい制度の方で提案することは考えられると思います。

従前、道州制特区で検討して、一次整理になったものなども、今回こちらで復活するということもあり得るのでしょうか。

(事務局)

提案主体の判断で提案できますので、それはあり得ます。

(河西会長)

今までの道州制特区の提案をして、実際に答申までこぎつけて、それが何らかの形で権限移譲まで繋がった件数は、そんなに多くないのですよね。

そうすると、こちらの制度の方が、直接内閣府に提案できるからいいということで、権限移譲とか、今回は規制緩和まで入っているのです。そちらの方に流れるのではないかと考えています。

(事務局)

ここでいう規制緩和は、“地方に対する規制”という表現になっていまして、要は、自治体を縛っているものという趣旨なので、一般住民の方に対しての規制みたいなものがあります。国が直接事務としてやっているもの。そういうものは、基本的には対象になってきません。ですから、地方に対する規制という部分でいけば、道州制特区でも北海道に対してこういう縛りがあるということでは、それは提案できると思いますので、そこは同じだと思います。

ただ、国にこの提案募集方式を使って、ある市町村が提案するとなったときには、国とのやり取りはその市町村がやるということになりますので、省庁と直接やり取りすることは、市町村にとってみると大変なことなのかなという気はしています。

(河西会長)

この報告に関しては、報告を受けましたということだけでよろしいですね。

では、もし何かあればご意見、ご質問を受けるということで先に進めたいと思います。

今後の検討項目について事務局から説明をお願いいたします。

(事務局)

今後の検討項目についてご説明させていただきたいと思います。

第 6 回目の答申を受けまして、現在国への提案作業を進めているところです。この作業と並行して第 7 回の答申に向けた検討作業を本格化してまいりたいと考えております。

答申以降も知事からは、この制度を活用して積極的に提案し続けることが重要という意向がありますことから、事務局としてもこういった考え方に添って検討項目について考えているものについて何点かご説明させていただきます。

1 点目は、道民アイデアについてでございます。道民アイデアにつきましては、平成 24 年度に道民の皆様からいただいたアイデアは 21 件。今日の審議で 12 件の検討をいただいているところでございます。

継続審査になったものも当然でございますけれども、残り 9 件、それと 25 年度にいただいた提案が 7 件ありますので、それらについて準備ができたものから順次本委員会の方に諮ってまいりたいと考えております。

一方で、新たな検討項目の掘り起こしについてです。道自らが主体となった提案も重要との考え方から、道庁内でも改めて検討項目の掘り起こし、洗い出しの作業を進めてまいりたいと考えております。

具体的な項目としていくつかお話しさせていただきます。

1 点目、昨年、地方に移譲されなかった事務・権限等であります。資料 4-1 でお配りしておりますが、昨年、国から地方公共団体の事務・権限の移譲が検討された経過がございます。4 月から国の地方分権改革有識者会議において移譲項目が検討されまして、約半年以上かけて検討されたわけでございます。

結果的に、昨年 12 月 20 日に見直し方針が閣議決定され、昨日関連法案が成立しましたけれども、その中で、地方に移譲されなかったものについても一度北海道への提案が可能かどうか。その可能性を探ってまいりたいと考えております。

具体的な項目といたしましては、資料 4-2 の事務・権限であります。

こちらの方には、栄養士の関係も含めて 52 項目を載せてあります。栄養士については、今回の提案ということでもありますけれども、残りの項目についてその可能性を考えていきたいと考えております。

具体的な中身についてですが、一つは、国からある程度法律に基づく報告聴取や立ち入り検査の権限については、地方に渡していいですよということがあったのですが、地方では、それ以上に指導・監督や措置命令についても国に求めた。

結果、その調整がつかないで地方のほうには移譲がされなかったというものが、かなり含まれております。

あと一つは、農地法に基づく農地転用許可、経産省の中小企業対策のように、最初から各府省の方で引き続き実施するといった事務・権限であります。こういった事務・権限に

ついて、提案の対象となり得ないのか、所管する部に明確な理由があるのかどうか、再度調査を実施したいと思っています。

これまで国がどんな事務・権限を持っているのかわからないことが一つのネックになっていたのですが、昨年の検討を通じまして、ある程度国の事務・権限が見えた部分もありますので、それを活用して検討していこうとするものであります。

その結果、提案の可能性のあるものにつきましては、この委員会にお示しして、ご審議いただきたいと考えております。

二つ目としましては、何らかの基準で国と道に事務が分かれている事務・権限。こちらについては、北海道でも何らかのノウハウを持っていると考えられますので、こちらについて調査してまいりたいと考えております。

イメージとしましては、国への第 1 回目の提案項目で、既に道に移譲されている水道法に基づく監督権限のようなものがあります。これは、提案自体は、北見市の浄水場に污水が入ったことがはじまりで国に提案しておりますけれども、内容的には、給水人口が 5 万人を超える水道事業者については、それまでは国が監督権限を有しておりますして、それ以下については、都道府県が監督していたというものでございます。

結果、道州制特区の提案をいたしまして、平成 20 年に政令改正によりまして道に移譲が実現しております。こうした事務・権限、何らかの基準があって、それ以下のものについては、道が行っているものについては、道としてもある程度ノウハウがありますので、国への提案もしやすい、国から移譲も受けやすいということではないかということで、調査を実施してまいりたいと考えております。

その他にも同じ業務登録であっても、例えば、旅行業者については、国は第 1 種、第 2 種と、第 3 種は北海道というように分かれているものもございます。そういったものについてもある程度道でノウハウがあるものと考えられますので、こういったものについてないものかどうか調査を行いたいと考えております。

三つ目といたしましては、道が一定の関与を行っている事務であります。栄養士養成施設の指定に関する権限のように報告や届出に際して北海道を經由して、ものによっては北海道が意見をつけて国に提出しているものがございます。

こうした事務・権限については、ある程度北海道としてもノウハウがあることから、こうした事務に類似する事務はないのかどうか改めて庁内の調査を実施したいと考えております。

各部がどこまで詳しく回答してくるかはわからない部分がありますけれども、そういったものについて調査を実施して、回答のあったものについて内容を整理しながら、準備のできたものから、できれば次回の委員会から審議項目としてお示ししていきたいと考えております。

今後のスケジュール感についてです。第 7 回の答申に向けたスケジュール感です。おおまかなお話をさせていただきますと、法の附則に基づく道州制特区制度の見直しが来年度

早々には本格化しなければならない。もう 1 年しかありませんので、来年度早々から始まると思います。私どもとしては、できるだけ、この本格的な見直し作業の前に新たな提案を行ってまいりたいと考えております。

そうした前提に立った場合、来年度早々に間に合わせるには、今年中の答申ということが一つのスケジュールとして浮かんでくるかと思えます。日程的にかなりシビアなところはあるのですが、そういった日程で審議できないかということを検討してまいりたいと考えております。

関連いたしまして、地方開催、地方での意見交換会であります。本来であれば今回お示しできればよかったですのですが、ある程度、今回庁内調査をした上でテーマとなるものがあがってきた時点で、それに関して地方に出向いて意見をお聞きした方が効果的ではないかという意見もあるものですから、この調査が終わった後に、再度地方の意見交換会については、中身を検討してまいりたいと考えております。

今後のスケジュール感と検討項目については以上です。よろしく申し上げます。

(河西会長)

ありがとうございました。

ただ今の事務局の説明に関しましてご意見、ご質問がありましたらお願いいたします。

今年中に答申をあげなければならないということで、9 月以降忙しくなるかもしれませんが、どうぞよろしくをお願いいたします。

特にご意見・ご質問がなければ、その他として事務局からありますでしょうか。

(事務局)

事務局から次回の日程についてご説明したいと思います。

正式なご案内は、後日させていただきますが、次回第 64 回委員会につきましては、国への提案作業と重なるところがあるのですが、7 月下旬から 8 月上旬を目途に開催させていただきたいと考えておりますので、よろしくお願い申し上げます。

(河西会長)

ありがとうございました。

最後に委員の皆様から何かございますでしょうか。

(太田委員)

先程のスケジュール感のことで、どういうふうにご心構えておいた方がいいのか教えていただきたいのですが、年末までに答申をあげるとなると毎月くらい開催というふうにご考えておいた方がいいのでしょうか。

(事務局)

そのようにお考えいただきたい。

(太田委員)

各アイデアは、大変興味深いものなので、深く議論をしたいのですが、それよりもスピード感というものを意識して参加させていただきたいと思います。

(河西会長)

他に何かございますか。

それでは、これで本日の議事は全て終了いたしました。

第 7 回答申に向けての審議に入りますので、どうかご協力のほど、よろしくお願いいたします。

それでは、本日の委員会は終了させていただきます。お疲れ様でした。